

# 住民運動実践功労者総合振興局（振興局）長表彰実施要領

昭和44年（1969年）6月6日決定

平成26年（2014年）7月17日一部改正

令和3年（2021年）3月11日一部改正

## 1 趣 旨

住民運動の推進によって地域社会並びに道民生活の発展向上に著しく寄与した個人又は団体を表彰し、地域住民の連帯と自治意識の高揚を図るものとする。

## 2 表彰の対象

表彰の対象は次のとおりとする。

- (1) 住民運動を5年以上行っている個人又は団体で、事績の顕著な者
- (2) この要領でいう「住民運動」とは、地域住民が連帯性を高め、日常生活をより明るく、住みよい環境にするため「緑と花いっぱい運動」「省資源・省エネルギー運動」「暴力追放運動」等を自主的に実践し、明るく豊かな活力ある地域社会づくりをめざす運動をいう。

## 3 表彰候補者の推薦等

表彰は、市町村長又は第三者の推薦に基づいて行う。

- (1) 表彰候補者を推薦しようとする者は、別記第1号様式により総合振興局（振興局）長に推薦する。
- (2) 推薦に当たり、考慮すべき事績の経過年数は、活動を開始した日から前年度末までとする。
- (3) 選考に当たっての基準は別に定める。

## 4 受賞者の決定、副賞等

受賞者の決定及び副賞の贈呈等については、出先機関の長の表彰事務取扱要領（昭和47年1月14日道民第14号総務部長通達）に基づいて行うものとする。

## 5 実施結果の報告

総合振興局（振興局）長は、表彰実施後1ヶ月以内に別記第2号様式により環境生活部長に報告するものとする。